

いのちの教育に係る意見交換会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 動物を通じて、子供たちにいのちの大切さや他者への思いやり等を伝え、想像力や共感力の醸成や豊かなこころを涵養する「いのちの教育」について、意見交換会（以下「意見交換会」という。）を設置する。

(事務)

第2条 意見交換会の事務は、次の事項とする。

- (1) いのちの教育の教材開発
- (2) いのちの教育の普及啓発
- (3) いのちの教育の検証・改善
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 意見交換会は、別表1に掲げる者をもって組織する。

(座長)

第4条 意見交換会に座長1名、副座長1名を置くものとする。

- 2 座長は、意見交換会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 意見交換会は、座長が招集し、座長はその議長となる。

- 2 座長は、第1条の目的を達成するため、必要と認めるときは、関係者の出席をもとめ、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 意見交換会の事務局は、健康福祉局保健医療政策部動物愛護センターに置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月4日から施行する。

別表1（第3条関係）

	構成
1	学識経験者
2	学識経験者
3	学識経験者
4	学識経験者
5	ボランティア
6	川崎市総務企画局シティプロモーション推進室ブランド戦略担当課長
7	川崎市こども未来局保育・子育て推進部運営支援・人材育成担当課長
8	川崎市教育委員会学校教育部指導課指導・調整担当課長
9	川崎市教育委員会学校教育部指導課指導主事
10	川崎市教育委員会総合教育センターカリキュラムセンター担当課長
11	川崎市教育委員会総合教育センターカリキュラムセンター指導主事
12	川崎市健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当課長
13	川崎市健康福祉局保健医療政策部動物愛護センター所長
14	川崎市市区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課長の代表